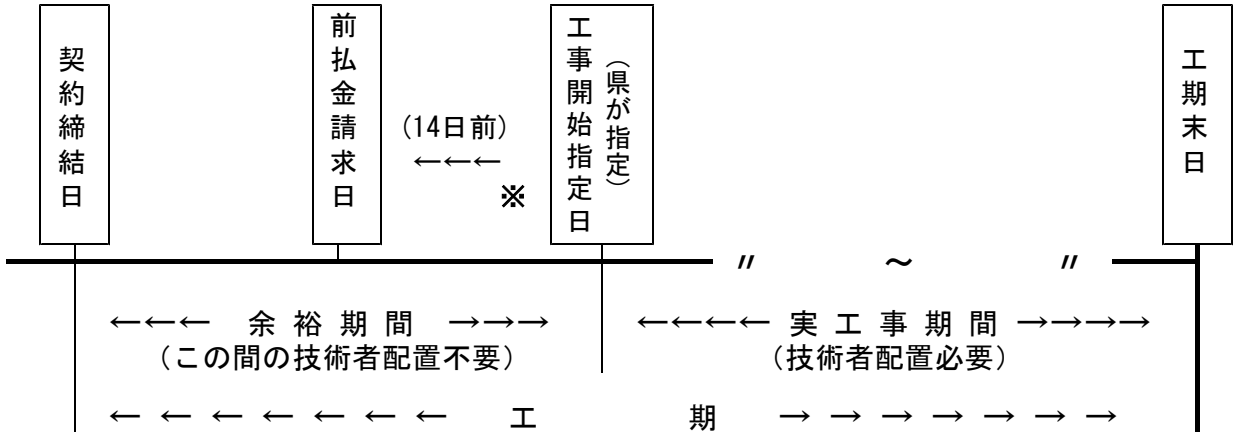


# 早期契約制度・フレックス工期契約制度について

## ①: 早期契約制度

建設工事の発注にあたって、契約締結日から奈良県が指定する工事開始指定日の前日までの期間を「余裕期間」として設定した上で、早期に工事発注を行います。  
工事開始指定日は、契約締結日から60日以内の日（債務負担行為に係るものは90日以内の日）であらかじめ設定し、入札公告等で明示します。

### 【参 考】

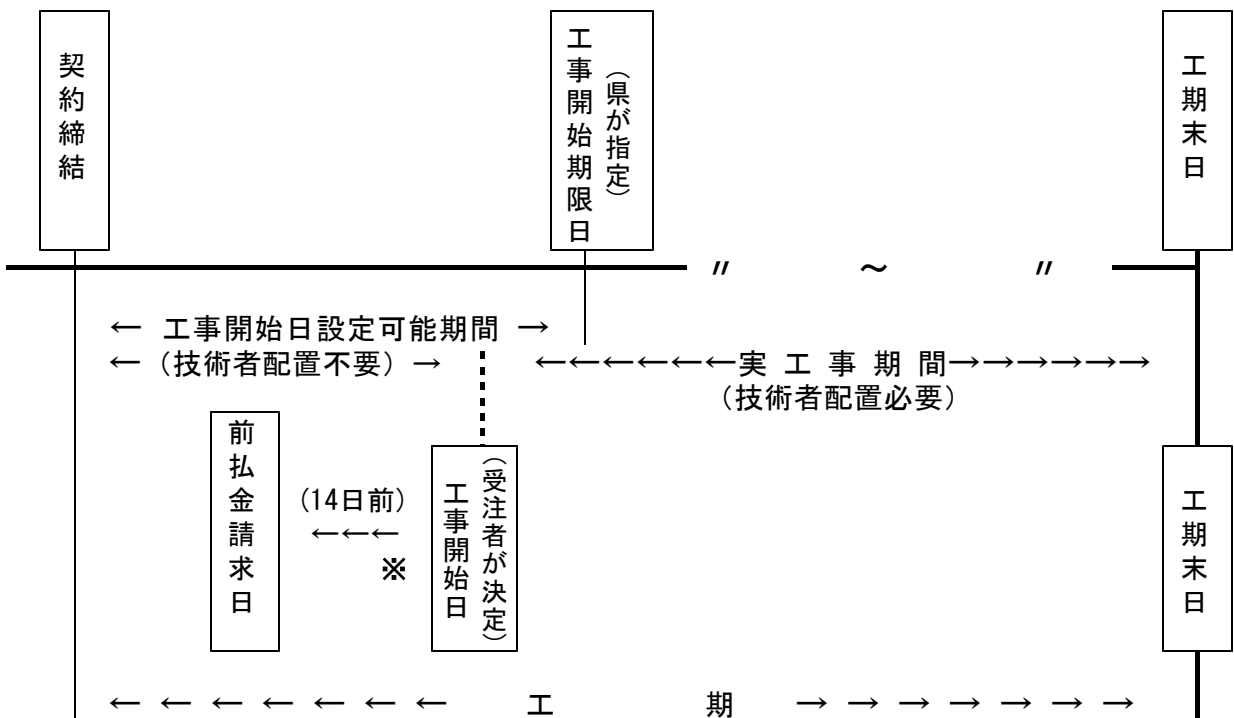


※当該工事の入札参加資格確認申請時点で配置予定技術者とした者が、当該工事に配置できることを工事開始日の前日までに確認

## ②: フレックス工期契約制度

建設工事の発注にあたって、契約締結日から奈良県が指定する工事開始期限日までの一定期間内に、受注者が工事開始日を任意に決定できる「工事開始日設定可能期間」を設定します。  
工事開始期限日は、契約締結日から60日以内の日（債務負担行為に係るものは90日以内の日）であらかじめ設定し、入札公告等で明示します。

### 【参 考】



※当該工事の入札参加資格確認申請時点で配置予定技術者とした者が、当該工事に配置できることを工事開始日の前日までに確認